

## 帝釈峡マラニック大会 大会規約

### 1. 大会ルール

#### (1) 走行上の注意

- ① 主催者が配布した、コースマップに従って走行すること。
- ② コースは歩道走行を原則とし、歩道のない道路は特に安全に注意のうえ、右側通行、一列で走行すること。
- ③ 信号に従うなど、道路交通法を遵守し安全に走行すること。
- ④ 道路等の占有は行っていないため、一般歩行者、自転車などの通行を妨げないように、十分に配慮すること。
- ⑤ 誘導員が配置されている箇所については、その指示に従うこと。

#### (2) エイドステーション

- ① コース上に概ね5 km 間隔で設置し、水、スポーツドリンクのほか、補給食（エイドによっては特産品）を提供する。
- ② 補給食については、原則、一人1食のみとする。
- ③ ロングコースについては、関門を2箇所設置する。（後日公表予定）

#### (3) 完踏者の条件

- ① 各関門を制限時間以内に通過したのち、各コースの制限時間内（ロングコース：10時間、ショートコース：5時間）にフィニッシュした者を完踏者と認める。

#### (4) タイム計測等

- ① ロングコース、ショートコースともにタイムの計測を行い、完踏者全員に完踏証を授与する。
- ② 順位はつけず、表彰も行わない。

#### (5) 棄権、走行の中止

- ① 走行中に棄権する場合は、安全確認の上、最寄りのスタッフもしくは、大会本部へ連絡すること。（本部連絡先はゼッケンに記載）
- ② 各関門で制限時間を超えた場合は走行を中止し、スタッフの指示に従うこと。
- ③ 安全確保のため、スタッフが走行不可能と判断した場合には、本人の意思に関わらず走行を中止させる。

#### (6) 注意事項

- ① 次に該当する者はルール違反となり、完踏者と見なさない。
  - ・ 指定のコースを著しく逸脱し走行した者
  - ・ ゴミを路上に捨てる等のマナー違反のあった者
  - ・ 信号無視等、道路交通法に違反した者
  - ・ 一般歩行者、車両等に迷惑をかけた者
  - ・ 自力走行以外（自転車、電車、バス、タクシー等）の手段を利用した者
  - ・ 競技方法に違反し、スタッフの指示に従わなかった者
  - ・ その他不正行為を行った者

## (7) その他

- ① 気象状況等により、急遽コースの変更を行うことがある。
- ② 天気が悪化した場合、大会途中であっても中止することがある。
- ③ エイドステーションには飲料・補給食を用意するが、安全のため各自で飲料水は必ず携帯すること。
- ④ 携帯電話、コースマップ（受付にて配布）、給水用マイカップ、健康保険証、レインウェア、マスクは必ず持参し、走行中に携帯すること。
- ⑤ エマージェンシーシート、救護用品や行動食等の装備は、各自の判断と責任のもと、持参する。
- ⑥ レース中、怪我や体調不良での選手を発見した場合は、その救護を優先し、大会本部またはスタッフまで連絡すること。
- ⑦ 走行中に出たゴミは、エイドステーションまで持ち運ぶこと。

## 2. 申込規約

- (1) 主催者は室病や傷病、その他の事故に際し、応急処置・傷病保険（マラソン保険）によるものを除いて一切の責任を負わない。
- (2) 自己都合による申し込み後のキャンセルはできない。
- (3) 年齢・性別の虚偽申告、申込者本人以外の出場は認められない。
- (4) 天変地異、地震、風水害、事件、事故などによる中止の場合の参加料の返還の有無、額等についてはその都度主催者が判断し、決定する。
- (5) 上記(2)、(3)の場合返金を行わない。
- (6) 過剰入金、重複入金は返金します。ただし、返金に係る費用は当該申込者の負担とする。
- (7) 手荷物は所定の場所において保管可能ですが、主催者は盗難・紛失・亡失などの責任を負わない。
- (8) 大会中に撮影した映像・写真等の、テレビ・新聞・インターネットなどへの掲載権・肖像権は主催者に属することとする。
- (9) 申込者は大会ルールや諸注意等の記載事項を事前に確認し、同意をすることとする。

## 3. 大会中止の発表について

荒天、気象に関する警報、地震等の自然災害等により、大会の開催が困難であると判断した場合、主催者は大会前日に最終判断を行い、適宜大会公式ホームページ上で公表する。

## 4. 個人情報の取り扱いについて

主催者は、個人情報保護法等の法令を遵守し参加者の個人情報を適切に取り扱うこととする。

## 5. 新型コロナウイルス感染症対策について

別に定める「帝釈峡マラニック大会 新型コロナウイルス感染症防止対策について」を遵守すること。